

共生の時代

号外

●発行 グリーンコープ共同体理事会
 ●編集 共生の時代・編集部
 〒812-8561 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
 カーニープレイス博多3階
 ●電話 (092) 481-7923 ●FAX (092) 481-7876
 ●ホームページ: <http://www.greencoop.or.jp/>

組合員へ届ける食べものの 安心・安全をさらに確かなものに するために、 グリーンコープは独自に 放射能測定室を設置します

3月11日の東日本大震災とそれに続く東京電力の原子力発電所の重大事故によって、これまでに放出された放射性物質はチェルノブイリ原子力発電所事故の数倍と言われています。今回の事故においては、放射線を直接浴びることによる外部被曝と、放射能に汚染された食品を摂取することとで体の中に留まる放射性物質の影響を受ける内部被曝が問題になっていきます。放射性物質の中でも大量に放出されたのは、放射性ヨウ素と放射性セシウムです。放射性物質には半減期（放射能の影響が半分になる期間）があつて、放射性ヨウ素については半減期が8日余りと短いため、汚染のピークを既に超えたと考えられています。しかし、放射性セシウムには、半減期が約2年のセシウム134と半減期が約30年のセシウム137があります。この二つの放射性物質を検査することで、食品の放射能汚染の状態が分かります。



放射能検査機器CJ-NAI食品・放射能測定装置(キャンベラジャパン(株)製)
 自主基準10ベクレル/kgを正確に測定することができる性能を備えています



10月5日、共同体理事会メンバーでグリーンコープ放射能測定室を見学しました

グリーンコープはこれまで必要な放射能検査を行い、結果はきちんと公表してきました

商品や原材料の残留放射能を検査する対象の地域は、公的機関が公表する環境放射線量調査において、過去の通常値を著しく超える値を示すエリアとしています。水産物については、近隣海域の放射能汚染状況が調査・公表されていますので、その情報などをもとに、漁獲海域によって、残留放射能検査をする対象を判断しています。検査対象は、地震発生日以降に、対象エリアで生産・製造・保管されていた商品及び原材料を最優先で検査することになっています。また、その他の商品や原材料、畜産の飼料や「王」なども検査していきます。

これまでグリーンコープは、「放射能汚染食品測定室」(東京都千代田区)に検査を委託してきました。「放射能汚染食品測定室」は、市民や消費者団体の募金によって設立された、市民のために食品放射能汚染を自主測定する機関です。ここでの検査品目はグリー

ンコープの商品・原材料だけでなく、検査体制にも限界があるため、事故発生以降、放射能汚染が深刻と考えられる地域の食べものの検査を優先して行ってきました。従って、放射能汚染が心配されないと考えられる地域(西日本など)の検体を検査することが困難な状況でした。

そのような中で、グリーンコープの商品は、202品目(9月23日現在)の検査をしてきました。10検体からグリーンコープの自主基準である10ベクレル/kgの範囲内で検出が認められ、1検体で11ベクレルの検出がありました。検査結果は、本紙「共生の時代」で毎月定期的に報告すると共に、グリーンコープのホームページでは毎週検査結果を掲載してお知らせしてきました。(裏面に202品目の検査結果を掲載しています)

新たに独自の放射能測定室を設置して、検査体制を強化していきます

食品を通しての内部被曝は、「ここまでは安全だ」という閾値はなく、可能な限り摂取しないという予防

原則に立つ必要があります。放射能汚染が拡散し、その範囲が拡大していく中では、今後長期にわたって食品の放射能検査をしていく必要があると考えました。放射能に汚染された食品が市場に出回ったり、土壌汚染の実態などが報道される中で、知らないうちに放射能に汚染された食品を摂取しているのではないかと不安の声もあがっています。グリーンコープで取り扱っている食べものも、念のために検査をして欲しいという要望が、特に小さな子どもを持つ組合員から強く出されています。

このような状況を踏まえて、グリーンコープとして、迅速に、十分な量の検査が行える体制を自前で整えたいと、準備をすすめてきました。検査機器の選定は、グリーンコープ共同体の顧問であり、これまで放射能検査を担ってきた「放射能汚染食品測定室」にも関わってこられた藤田祐幸さん(元慶応義塾大学物理学助教)に相談して、キャンベラ社のNAIシンチレーションカウンタ2台を購入することにしました。一台

あたり450万円と、店舗センター内に検査機器を設置するための改装工事費用200万円あまり、計1,100万円ほどの経費がかかりました。

また、放射能測定体制を整えた上で、ゲルマニウム半導体検出器1台を新たに導入することを共同体理事会で確認しました。2012年2月頃に設置できる予定です。このことにより、さらに放射能測定体制が強化されることとなります。放射能測定室には、3人の職員を配置し、10月から稼働していきます。測定可能な検体数は確実に増え、さらにグリーンコープの実情に沿った、細かく柔軟な対応もできることから、これまで以上に速やかで正確な情報をお届けすることが可能になります。検査結果は、本紙「共生の時代」とホームページで引き続きお知らせしていきます。

原発事故による放射能が、農畜産物、魚などの水産物、水から検出されています。大気中に放出された放射能が土壌や海洋に蓄積され、農畜産物や海産物などへの汚染がさらに広がるのが危惧されています。

グリーンコープでは、食品の供給にあたって、放射能汚染の自主基準を定めています。世界中に放射能汚染が広がった1986年のチェルノブイリ原発事故の2年後の1988年に、日本国内で干しいたけから高レベルの放射能が検出されました。グリーンコープは、食品の放射能汚染の実態を知り、自主的に判断できるようにするために、1989年に、供給する食品の放射能測定をはじめました。以来測定を継続し、機関紙「共生の時代」で結果を報告しています。

チェルノブイリ原発事故が起きた当時、ヨーロッパが定めていた基準値は「放射性セシウム370ベクレル/kg」でした。それは、ヨーロッパが陸続きであるため、自国で原子力発電所の事故が発生し、放射能汚染が広がった場合を考へての基準値でした。つまり、「広範囲に国土が汚染され、その地域では汚染された食べ物しか手に入らない中で、『ここまでは食べざるを得ない』基準」として定められたものでした。従って、日本においてはもっと厳しい基準でより安心できる食べものを確保することに努力すべきであるはずですが、グリーンコープは、国がヨーロッパの基準値を、まるで、「この基準値までは問題ない・安全である」かのように適用することに異議を唱え、「放射性セシウム10ベクレル/kg」を自主基準値として定めています。基準値とは、「その放射性濃度の値に汚染されたものがある量を食べ続けた場合に、どのくらい健康や生命に影響を与えるのか」という許容リスクの問題として言われていることです。食べものの放射能汚染は「0」でない限り、安全とは言えません。

今回の放射能汚染の当事国は、日本は放射能汚染の当事国となりませんでした。事故が発生した原子力発電所周辺は高レベルの汚染地域になってしまいました。従って、汚染当事国においては、「ここまでは食べざるを得ない」という判断が迫られる状況の中で、国の基準が考えられています。この度の原発事故を受けて、政府は、放射能汚染された食品の取り扱いに関する「暫定規制値」を定めました。それは、飲料水・牛乳・乳製品は「放射性セシウム200ベクレル/kg」、野菜類・穀類・肉・卵・魚等は「放射性セシウム500ベクレル/kg」というものです。

グリーンコープは「危険と知って、(また、知らずに)食べ続ける」という立場には、とても立てない。また、そこからは何も解決できない」と考へています。しかし、私たちが、より安全なものを手に入れたいという考へは、私たち自身も守れないと考へます。私たちの生活は社会全体のつながりの中で営まれているからです。食べものが、これ以上放射能で汚染されることを誰も望んでいません。現在、私たちは、「放射性セシウム10ベクレル/kg」以下の食べものを手に入れることができる考へ、手に入れることに努力すべきという考へから、この「10ベクレル」を自主基準値として継続することにしました。

原子力発電所を造るといふことは、こんなに理不尽なことを私たちに強要するということですか。だからこそ、絶対に、絶対に、原子力発電所は造ってはいけないのです。そして、既に、原子力発電所を54基も有する日本を「脱原発」の方向に転換させていく必要があります。

東京電力の原子力発電所の事故を受けて行った残留放射能検査結果

Table with 12 columns: 商品名, 検査日(送出し日), 放射能検査結果(セシウム134, セシウム137), 商品名, 検査日(送出し日), 放射能検査結果(セシウム134, セシウム137), 商品名, 検査日(送出し日), 放射能検査結果(セシウム134, セシウム137), 商品名, 検査日(送出し日), 放射能検査結果(セシウム134, セシウム137). Rows list various food items and their radiation test results.

測定結果の表記について 検査商品の検出限界値は、精密には検体を測定することに異なります。したがって、放射性セシウムの測定結果の表記について、0~1Bq/kg以下の場合には「検出せず」、また、各検査において、それぞれの検出限界値以下の検査結果の場合にも「検出せず」となります。検出限界値を超えた測定値で5Bq/kg未満の場合は、「検出(1~5Bq/kg)」と表記します。